

水田活用直接支払交付金等に係る手続きに関するQ & A

(※令和8年8月27日時点)

Q1 令和8年熊本地震に伴う水田活用直接支払交付金等に係る手続期限について

令和8年熊本地震による被害を受けた地域（※）において、水田活用直接支払交付金等に係る手続の期限が延長されています。

・水田活用直接支払交付金

交付申請書、営農計画書等	8月20日→ 9月30日
加工用米等取組計画書の変更	8月20日→ 9月30日
産地交付金の追加配分対象面積の報告	9月30日→ 11月10日
加工用米等の生産集出荷数量の報告	12月20日→ 1月31日

・収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

積立金の納付期限	8月31日→ 10月31日
----------	---------------

Q2 水田活用の直接支払交付金におけるWCS用稲の渇水等に伴う早期刈取りについて

渇水や災害に伴う用水遮断により、今後の出穂が見込めないWCS用稲については、地域農業再生協議会への減収理由書等の提出により、水田活用の直接支払交付金の受領が可能となる場合があります。

早期刈取り（出穂前の刈取り）される場合は、必ず事前に、地域農業再生協議会へ連絡をお願いします。

Q3 令和8年熊本地震による水田の被災に伴う用途変更の手続について

令和8年熊本地震による水田の被災に伴い用途変更をする場合は、実需者等の契約相手の同意を前提に、9月30日までに取組計画書等の書類を提出する必要がありますので、地域の農業再生協議会にお問い合わせください。

水田活用直接支払交付金等に係る手続きに関するQ & A

(※令和8年8月27日時点)

Q 4 主食用米からWCS用稲へ用途変更する場合の留意点について

WCS用稲は「刈取り時期を出穂期以降とし、穂と茎は一体的にサイレーン調整がおこなわれること」と定義されていますので、用途変更する場合は御留意ください。

また、使用農薬（WCS用稲に使用できる農薬については、生育期間を通してWCS用稲での残留性が十分低いことが確認された農薬である必要があります。農水省HP (<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/wcsyoine.html>) にてご確認ください。